香南市下水道用マンホールふたに係る製造工場の指定要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、市が使用及び管理する下水道用マンホールのふた（以下「マンホールふた」という。）を製造しようとする工場の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（品質の基準）

第２条　マンホールふたは、香南市下水道用マンホール性能規定書（以下「性能規定書」という。）の品質基準に適合するものでなければならない。

（指定の条件）

第３条　指定の条件は、前条に規定するマンホールふたを製造する工場で、かつ、公益社団法人日本下水道協会のマンホールふたの認定工場であり、次に掲げるマンホールふたに係る設備を設置していなければならない。ただし、試験設備のうち荷重試験設備及び圧力解放耐揚圧性能試験設備（ふた浮上時の車両通行試験設備・圧力低下後のふた収納性試験設備をいう。）については、当該工場に設置されていなくても常に試験をすることができる状態である場合は、この限りでない。

（１）　次に掲げる試験設備

ア　引張試験設備

イ　硬度試験設備

ウ　荷重試験設備

エ　圧力解放耐揚圧性能試験設備

（２）　溶解設備

（指定の申請）

第４条　指定の申請は、随時受け付けるものとし、指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香南市下水道用マンホールふた指定審査（新規・更新・変更）申請書（様式第１号。以下「指定申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

（１）　営業所一覧

（２）　法人にあっては、登記事項証明書

（３）　前条に規定する指定の条件を具備することを証明する書類

（４）　製作図

（５）　性能規定書に規定する性能を証明する成績証明書類及び写真

（６）　下水道用資器材製造工場認定証の写し

（７）　下水道用資器材認定工場による自主検査証明書

（指定）

第５条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、指定する場合は香南市下水道用マンホールふた製造工場指定書（様式第２号）を発行し、指定しない場合は香南市下水道用マンホールふた製造工場指定に係る不承認通知書（様式第３号）により通知するものとする。

２　市長は、必要と認める場合は、聞き取りによる確認並びに工場及び製品に関する実地確認を行うことができる。

（指定の有効期間）

第６条　指定の有効期間は、申請した翌月の１日から当該年度の３月３１日までとし、更新の場合は、４月１日から当該年度の３月３１日までの１年間とする。

（更新の申請）

第７条　指定を受けた者（以下「指定工場」という。）が、指定の有効期間の満了に伴い、その期間の延長を希望する場合は、当該有効期間の満了する日の１５日前までに、第４条に規定する指定申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、指定する場合は香南市下水道用マンホールふた製造工場更新指定書（様式第４号）を発行し、指定しない場合は香南市下水道用マンホールふた製造工場指定更新に係る不承認通知書（様式第５号）より通知するものとする。

（変更の届出）

第８条　指定工場は、次に掲げる事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から１５日以内に第４条に規定する指定申請書に登記事項証明書を添付し、市長に届け出なければならない。

（１）　商号又は名称

（２）　工場等の名称及び所在地

２　市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、変更を認める場合は香南市下水道用マンホールふた製造工場変更承認書（様式第６号）を発行する。

（指定の取消し等）

第９条　市長は、指定工場が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は一定期間の指定の停止を行うものとする。

（１）　申請時の提出書類に事実と異なる事項を記載したとき。

（２）　第２条に規定する品質の基準に適合しない粗悪な製品を製造販売したとき。

（３）　納品された製品に重大な瑕疵を認めたとき。

（４）　指定工場（使用人を含む。）が、製造及び販売に関して贈賄行為その他不正行為を行っていると認めたとき。

（５）　公益社団法人日本下水道協会より、認定工場としての認定が取り消されたとき。

２　前項の場合において、市長は、香南市下水道用マンホールふた指定取消等通知書（様式第７号）により指定工場に通知するものとする。

（指定工場の製品の使用）

第10条　市が使用及び管理する下水道施設には、指定工場の製品を使用するものとする。

（委任）

第11条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

香南市長　様

申請者　住所　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｔｅｌ

香南市下水道用マンホールふた指定審査（新規・更新・変更）申請書

　下記のとおり、下水道用マンホールふたの指定審査を受けたいので、香南市下水道用マンホールふたに係る製造工場の指定要綱第４条に基づき、関係書類を添えて申請します。

　なお、この申請書及び関係資料については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１．製造（申請）工場

工場名

所在地

２．製品名

３．その他関係資料

　（１）営業所一覧

　（２）法人にあっては、登記事項証明書

　（３）同要綱第２条に規定する性能を証明する成績証明書類及び写真

　（４）製作図

　（５）同要綱第３条に規定する指定の条件を証明するもの

　（６）下水道用資器材製造工場認定証の写し

　（７）下水道用資器材認定工場による自主検査証明書

様式第２号（第５条関係）

第　　　号

　　年　　月　　日

会社名

代表者　　　　　　　　　　　様

香南市長

香南市下水道用マンホールふた製造工場指定書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった件については、書類審査の結果、香南市マンホールふたに係る製造工場の指定要綱第５条第１項の規定に基づき指定します。

記

1. 指定番号

　　　　　　　　　　　　指定番号　第　　　　　　　　号

２．指定期間等

　　承認年月日　　　　　　　　年　　月　　日

　　有効年月日　　　　　　　　年　　月　　日

３．指定工場

　　　　名　称

　　　　所在地

様式第３号（第５条関係）

第　　　　号

　　年　　月　　日

会社名

代表者　　　　　　　　　　　様

香南市長

香南市下水道用マンホールふた製造工場指定に係る不承認通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった件については、書類審査の結果、香南市マンホールふたに係る製造工場の指定要綱第５条第１項の規定に基づき承認できません。

記

１．申請工場

　　　工　場　名

　　　所　在　地

２．指定不承認の理由

（教示）

１．不服申立て

　　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

２．処分の取消しの訴え

　　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、香南市を被告として、高知地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第４号（第７条関係）

第　　号

　　年　　月　　日

会社名

代表者名　　　　　　　　　　様

香南市長

香南市下水道用マンホールふた製造工場更新指定書

　　　　　年　　月　　日付けで更新の申請があった件については、書類審査の結果、香南市マンホールふたに係る製造工場の指定要綱第７条第２項の規定に基づき更新を承認します。

記

１．指定番号

　　　　　　　　　　　　指定番号　第　　　　　　　　　号

２．指定期間等

　　当初承認年月日　　　　　　　年　　月　　日

　　更新承認年月日　　　　　　　年　　月　　日

　　有効年月日 　　　　年　　月　　日

３．指定工場

　　名　称

　　所在地

様式第５号（第７条関係）

第　　　　号

　　年　　月　　日

会社名

代表者　　　　　　　　　　　様

香南市長

香南市下水道用マンホールふた製造工場指定に係る不承認通知書

　　　　年　　月　　日付けで更新の申請があった件については、書類審査の結果、香南市マンホールふたに係る製造工場の指定要綱第７条第２項の規定に基づき承認できません。

記

１．申請工場

　　　工　場　名

　　　所　在　地

２．更新不承認の理由

（教示）

１．不服申立て

　　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

２．処分の取消しの訴え

　　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、香南市を被告として、高知地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第６号（第８条関係）

第　　号

　　年　　月　　日

会社名

代表者　　　　　　　　　　　　様

香南市長

香南市下水道用マンホールふた製造工場変更承認書

　　　　　年　　月　　日付けで変更の申請のあった件については、書類検査の結果、香南市マンホールふたに係る製造工場の指定要綱第８条の規定に基づき変更を承認します。

記

1. 指定番号

　　　　　　　　　　　　　指定番号　第　　　　　　　　号

２．指定期間等

　　当初承認年月日　　　　　　　　年　　月　　日

　　変更承認年月日　　　　　　　　年　　月　　日

　　有効年月日　　　　　　　　年　　月　　日

３．指定工場

　　名称

　　所在地

４．変更申請の内容

様式第７号（第９条関係）

第　　号

　　年　　月　　日

会社名

代表者　　　　　　　　　様

香南市長

香南市下水道用マンホールふた指定取消等通知書

　標記の件について、香南市下水道用マンホールふたに係る製造工場の指定要綱第９条の指定取消要件に該当するため、貴社の指定を取消します。

記

1. 指定工場

名　　　称

住　　　所

指定年月日及び指定番号

２．取り消し理由

（教示）

１．不服申立て

　　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

２．処分の取消しの訴え

　　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、香南市を被告として、高知地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。